

熊本市健康ポイント事業企画協力企業登録要領

制定 令和元年12月25日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市健康ポイント事業実施要綱第1条の趣旨に賛同し、物資等を提供いただく企画協力企業に関し必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 企画協力企業の支援内容は、以下のとおりとする。

- (1) 賞品の提供
- (2) 来店者へのサービス提供
- (3) 職場対抗戦への参加
- (4) その他、本市が支援内容と認めるもの

(登録対象)

第3条 登録対象は、事業を営む個人及び法人等をいう。ただし、次の各号に定める事業を営む個人及び法人等は対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業（消費者金融）
- (4) 商品先物取引の業種
- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (6) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中の事業者
- (7) 本市の市税を滞納している事業者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (9) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (10) 消費者金融を営む企業等
- (11) たばこ製造業を営む企業等
- (12) 賭博・ギャンブル（宝くじに係るものを除く）を営む企業等

(企画協力企業の掲載内容)

第4条 本事業に係る掲載内容に関しては、熊本市広告事業実施要綱第9条及び熊本市広告事業掲載基準別表第1に規定する事項に準じる。

(申込)

第5条 企画協力企業の申込みは、「熊本市健康ポイント事業 企画協力企業 登録申込書」(別紙1)に必要事項を記入のうえ、熊本市健康ポイント事業構築・運用業務選定委員会による選定した事業者(以下「事務局」という。)宛に提出する。

(企画協力企業の決定及び通知、変更)

第6条 第4条に基づく申込があった場合は、申込書を審査し、申請者に対して審査の結果を通知する。

2 審査結果後、申請内容の変更については、「熊本市健康ポイント事業 企画協力企業 登録変更届」(別紙2)に記入のうえ届け出ること。

(企画協力企業の決定の取消し)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、登録事業者の決定を取り消すことができる。

- (1) 事業者が、第3条の各号に該当する場合
- (2) 掲載内容の承認等を行った後の事業変更等により掲載内容等が第4条の基準に抵触したとき。
- (3) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)をはじめとする広告関係法令及び各業種において定めた広告に関する自主基準並びに本市の広告事業関連の要綱、基準等に違反したとき。
- (4) 事業者が、「熊本市健康ポイント事業 企画協力企業 登録辞退届」(別紙3)を提出し、市が受理したとき。
- (5) 市の業務上の都合により広告掲載に支障が生じたとき。
- (6) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、登録の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年12月25日から施行する。